

只木ゼミ後期第9問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

I. 反対尋問

- 5 1. 現在担当している一般的職務権限内の職務と権限を異にする他の公務に転職した後に前職に関して賄賂を収受等した場合にも、現在公務員である者を197条の3第3項の「公務であった者」とすることは、明文規定を無視しているといえないか。
2. 弁護レジュメ2頁1行目「職務刑法である収賄罪においては職務権限の内容こそが決定的であり」とはどういうことか。

10

以上